

～令和３年寒川町長の資産等の報告について～

１．資産等報告書

任期開始の日（令和元年９月１１日）に有する資産等（土地、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、建物、預貯金、金銭信託、有価証券、自動車、船舶、航空機、美術工芸品、ゴルフ場の利用に関する権利、貸付金、借入金）の報告

●任期毎に１回報告することになっており、令和元年に報告済みのため、本年は該当しません。

２．資産等補充報告書

任期開始の日後、毎年新たに有することとなった資産等であって令和２年１２月３１日において有するものの報告

●該当ありません。

３．所得等報告書

前年分の所得、前年中に贈与により取得した財産の贈与税の課税価格

●不動産所得 １，７４６，１６９円 （土地・建物）

●給与所得 １３，４８９，４６３円 （町給与）

４．関連会社等報告書

毎年４月１日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合の報告

●該当ありません。

以 上

（事務担当、総務部総務課秘書担当）